

本校における「学校生活のきまり」設定の意義とねらいについて

学校は社会性や規律を学ぶ場でもあり、他の社会や集団と同じく、各学部ごとに学校生活のきまり（以下「きまり」）というルールがあります。そのきまりを明示することで、児童生徒や職員が安心して学校生活を送ることができるようになります。また、児童生徒も職員も「きまりがあるから守る」という姿勢ではなく、きまりがなぜ必要なのか理解した上でこれを守るよう心掛けます。ゆえに、きまりは必要かつ合理的な範囲内において設けられます。本校では、多くの児童生徒や職員の実情に合ったきまりをその都度検討していきますが、その際には、いたずらに多数派の意見や立場のみを反映させることなく、少数派の意見や立場も尊重します。加えて、きまりを指導する際には、児童生徒の内面的な自覚を促し、きまりを自分のものとして捉え、自主的に守ることができるように指導を行っています。

きまりは、時代や社会情勢などの学校を取りまく環境に応じて変化するものです。しかし、教育を通じて次世代を担う児童生徒の健全な成長を支えるという本校の理念は、将来においても根底にあり続けます。本校では、主に以下の視点からきまりを設け、また見直していきます。

1. 社会のルールを守る意義を理解し、地域社会から信頼されるために

児童生徒が集団生活を通じてルールやきまりを守る意義を理解し、社会の一員として適切に行動できるようになるためのきまりを設けています。例えば、細かな服装規定はありませんが、「何を着ても構わない」というわけではありません。学習活動にふさわしくかつ地域社会から信頼される身だしなみやマナーのあり方を、児童生徒の発達段階に応じて自ら考えられる力を育てていきます。

2. 児童生徒の命や健康、人権を守り、安心・安全な学校をつくるために

児童生徒が安心して、そして安全に学校生活を送れるようにすることは学校の最優先事項です。そのために、場合によっては児童生徒の行動を一部制限することがあります。例えば、スマートフォンやタブレット端末は、カメラ機能やSNSへの投稿機能など、楽しく便利な面がある反面、児童生徒の肖像権やプライバシー権を侵害する恐れもあるため、場面に応じた使用の仕方について指導していきます。また、交通手段や体育館での遊び方、現金や物品の持ち込みなどについても同様に、児童生徒の安心や安全の確保のためにきまりが設けられています。

3. きまりの見直しについて

本校のきまりが教育に適切か、変更する必要があるか、各学部ごとに絶えず見直します。児童生徒の実情（合理的な配慮）、社会の規範、時代の進展などを踏まえ、児童生徒や保護者の意見にも耳を傾けながら、本校学校長の責任の下で改訂を行います。